

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。	
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。	－：対象外

第12章 検証及び見直し

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の 必要性
第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。	○一般選挙を経た任期開始後の議会運営委員会で評価シートを用いて検討 ○専門家に検証及び見直し方法についての研修を実施			A	無
2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			検証後に見直しについて協議する。	A	無